公示送達

再審査請求人　愛知県名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３明正大高寮115号室
井本　哲夫

上記の者に送達すべき平成27年３月19日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　千葉県習志野市鷺沼１－５－30－101
佐久間雪子

上記の者に送達すべき平成27年３月31日、同年４月17日、同年６月９日、同月13日及び同年７月13日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　東京都江東区東砂７－13－９－501
小谷家愼吾

上記の者に送達すべき平成27年４月21日及び同年５月６日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　大阪府大阪市西淀川区姫島１－23－29
小田原香代子

上記の者に送達すべき平成27年４月24日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　大阪府大阪市西淀川区姫島１丁目28番－３号
大滝　　勇

上記の者に送達すべき平成27年４月24日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　東京都北区赤羽西４－45－12赤羽荘205号室
梅味　智子

上記の者に送達すべき平成27年５月29日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　香川県高松市桜町１丁目16番23号
田井　政子

上記の者に送達すべき平成27年９月28日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　兵庫県尼崎市上ノ島町１－35－３春日野文化102
久家喜八郎

上記の者に送達すべき平成27年11月23日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　兵庫県尼崎市東難波町５－15－27－303
西　　茜

上記の者に送達すべき平成27年11月23日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　京都府京都市右京区梅津尻溝町８タウンハイツ嵐山108
植　　敏惠

上記の者に送達すべき平成28年３月７日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公示送達

再審査請求人　奈良県奈良市学園大和町２－17－４学園大和ハイツ301号
山住真一郎

上記の者に送達すべき平成28年３月15日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年２月16日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年２月16日
東京航空局長　山口　勝弘

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

なお、本公示に係る契約締結は、当該契約に係る平成29年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。